

第 16 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日 時 令和元年 5 月 17 日 (金)
14 時 00 分～ 時 分
場 所 全 員 協 議 会 室

【委 員】串崎委員長、芦谷副委員長
三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、
永見委員、佐々木委員、西村委員

【議 長】

【委員外議員】

【執行部】近重副市長、内藤金城自治区長、岩谷旭自治区長、熊谷弥栄自治区長、
中島三隅自治区長、砂川総務部長、岡田地域政策部長、吉永金城支所長、
塚田旭支所長、岩田弥栄支所長、田城三隅支所長、
草刈財政課長、岡橋政策企画課長、大屋企画係長

【事務局】下間書記

議 題

1. 新たな住民主体のまちづくりの方針について（執行部報告）

2. 今後の進め方について

3. その他

新たな住民主体のまちづくりの方針について

これまで本市では、「浜田那賀方式自治区制度」により「地域の個性を活かしたまちづくり」を進めてきました。

この制度は、合併すると周辺部は寂れるという市民の懸念に対して精神的な安心感を与えるとともに、合併前の町村の蓄えを原資とする基金を積んで自治区のための予算枠を確保したことで、自治区の基盤整備等の課題解決を進めることができました。

一方で、自治区間のエリア意識が残り、市全体の一体感の醸成が進んでいないのではないかという市民のご意見もあります。

今後は、「個性あるまちづくり」と「一体的なまちづくり」のバランスを意識しながら、それぞれの自治区が他の自治区の実情を理解し、今後の住民自治・まちづくりの共通の仕組みを作り上げていくことが大切になってきます。

現在の自治区制度は、2020年（令和2年）3月末に期限を迎えることから、このたび、各自治区地域協議会を中心に地域のみなさんから多くのご意見をいただきながら、これまでの自治区制度の精神や良いところを引き継いだ後継制度について、下記のとおり基本的な方針をまとめました。

新たな住民主体のまちづくりについて

- (1) これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指します。
- (2) 地域の個性あるまちづくりについては、中山間地域の振興と市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れていきます。
- (3) このため、中山間地域の課題解決のための予算枠を創設するとともに、公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努めます。
- (4) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にするため、現行の自治区設置条例に代わる、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例を新たに制定します。
- (5) 自治区制度の見直しが地域の皆さんの不安とならないよう、現行の自治区設置条例の期限を1年に限り延長し、その間に新たなまちづくりへの移行を目指します。

詳細な取組につきましては、以下のとおりとします。

① 自治区制度

◆新しい制度では、更なる住民が主体となった協働のまちづくりを進めていくことを目的に、自治区設置条例を改め、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例を制定する。

1. （仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（詳細は別紙1参照）
 - (1) 条例は、2021年（令和3年）4月1日施行とし、検討委員会を立ち上げ、内容を検討する。
 - (2) 自治区設置条例は、新制度へ円滑に移行できるよう2021年（令和3年）3月31日までの1年に限り延長とする。
2. 公民館のコミュニティセンター化（詳細は別紙2参照）
 - (1) まちづくりをサポートするための機能として、公民館のコミュニティセンター化を盛込む。

	<p>(2)コミュニティセンター化に向けては、館長の従事時間や活動費の増額、連携強化を目的に連携主事を新たに配置するなど、支援の充実を図る。</p> <p>また、引き続き、公民館の社会教育機能の維持・充実を図ることも盛り込む。</p>
② 自治区長	<p>◆自治区設置条例に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。</p> <p>(1)支所長（一般職）は継続して配置する。</p> <p>(2)新制度における地域の実情や要望などを把握し、市長に意見する役割については、地域協議会がその役割を担う。</p> <p>また、地域協議会に市長が年1回以上出席することとし、地域の声や状況を把握できるようにする。</p> <p>(3)防災に関することについては、基本的に支所長対応とし、大きな災害の発生時は副市長が対応する。</p>
③ 地域協議会	<p>◆現行どおりの体制により地域協議会は引き続き設置する。</p> <p>◆役割は以下のとおりに変更する。</p> <p>(1)地域協議会は、当該区域に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。</p> <p>①中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>②地域コミュニティに関する事項</p> <p>③その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>(2)地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>①総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>②市の重要施策に関する事項</p> <p>③その他市長が必要と認める事項</p>
④ 支所機能	<p>◆役割・体制ともに現状維持とする。</p>
⑤ 予算	<p>◆地域振興基金は、自治区設置条例の延長に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。以降は代わりとして、まちづくり振興基金の中に5年間で総額10億円の中山間地域振興枠を創設する。</p> <p>(1)農業振興に関すること、生活環境の維持向上、まちづくりに関する支援など、中山間地域全体の共通課題として支援する必要があるソフト事業とする。</p> <p>(2)地域からの提案事業（ソフト事業に限る）に応えられるよう自由枠を設定する。</p> <p>(3)事業枠の詳細は、2019年度（令和元年度）中に自治区長を中心とした自治区制度検討会議の中で調整する。</p> <p>◆まちづくり総合交付金は継続する。</p> <p>◆各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間500万円程度）は継続して確保する。</p>

新たな住民主体のまちづくり方針に伴うスケジュール

	2019年度（令和元年度）					2020年度（令和2年度）					2021年度（令和3年度）						
	4月	5月 中旬	6月 下旬	9月	3月	4月～6月	7月	8月	9月	3月	4月	6月	9月	3月			
◆自治区制度設置条例				条例改正	期間延長 2021年(令和3年)3月31日まで												
◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例									条例制定		条例施行 2021年(令和3年)4月1日～						
① 検討委員会		最終方針案提示	方針の決定	設置	条例案の検討		最終調整										
② パブリックコメント							閲覧期間										
◆コミュニティセンター				公民館等との調整・移行準備							コミセン開始 2021年(令和3年)4月1日～						
◆地域協議会	現行どおり										新条例に移行						
◆予算関係																	
① 新たな中山間地振興枠（5年間で10億円）	対象事業の検討				2021年(令和3年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日												
② 地域振興基金	2020年(令和2年)3月31日まで				期間延長 2021年(令和3年)3月31日まで												

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (骨子)

1 設置目的

これまで自治区制度において目指してきたまちづくりの精神を受け継ぎ、これまで以上に住民が主体となって、暮らしやすい地域社会を実現できるよう、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など多様な主体の参画と協働による持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 基本理念

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、これまでのまちづくりの実践の蓄積を大切に、市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の想い」を定めます。

3 協働の原則

市、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、NPO、企業など本市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

4 地域協議会

これまでの自治区制度と同様に地域協議会の設置について、区域、役割、体制等について定めます。

基本的に大きな変更はありませんが、役割において、市長の諮問事項や市長への提言事項について内容を改めます。

5 支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、公民館単位を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような交流の場づくりや、地域の声を市政に反映させる体制など様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域におけるまちづくりを支えるため、公民館のコミュニティセンター化による地域拠点の機能の強化や人員の拡充、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保、さらには職員の意識醸成や能力形成などを進めます。

公民館のコミュニティセンター化について

公民館 【2020年度（令和2年度）まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021年度（令和3年度）～】
設置	変更	設置
◆公民館 26館 ◆同分館 9館		◆現公民館を継承 26ヶ所 ◆同分館 9ヶ所
所管	変更	所管
◆教育委員会		◆市長部局
根拠	変更	根拠
◆浜田市立公民館条例		◆（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営	変更	管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用（2名）		◆管理運営委託（管理団体へ委託します） ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割	追加	機能・役割
◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点		◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・ <u>地域づくり拠点</u> ◆ <u>地域の実情に応じた活動の支援</u>
職員体制（原則）	変更	職員体制
◆公民館：館長（52時間）1名 ：主事（132時間）1～3名 ◆分館：館長（兼務）		◆センター：センター長 1名 ※主事と同様の勤務時間（132時間）に拡充 ：職員 1～3名 ※各自治区単位に1名の連携主事を配置 ◆分館：センター長（兼務）
関連予算	拡充	関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費		◆人件費：加配に合わせて増額 ◆活動費：支援拡充に向けた増額分を管理運営委託費に計上 ◆施設維持管理費：現行を基本に管理運営委託費に計上

★スケジュール

2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）
方針決定	公民館等との調整・移行準備	コミセン開始